

第535回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年1月20日（水）

午前10時

場所 霞ヶ浦漁業協同組合 2階 会議室

茨城県行方市玉造甲1560

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 令和2年度ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について

(2) 漁業生産力の発展に関する計画について

(3) その他

7 閉 会

令和2年度 ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

	霞ヶ浦地区		北浦地区
1 許可対象者	霞ヶ浦漁業協同組合	麻生漁業協同組合	きたうら広域漁業協同組合
2 目的	ワカサギ人工ふ化放流事業	同 左	同 左
3 採捕従事者	組 合 員	同 左	同 左
4 採捕場所	同漁協のうち8支部の地先 (土浦、かすみがうら市、小美玉、玉造、 稲敷、古渡、美浦、阿見町)	同漁協の地先	同漁協のうち2支部の地先 (大和、北浦)
5 漁 法	建 網 漁 業 の う ち 「 ま す 網 漁 業 (張 網 漁 業) 」		
6 使用漁具の統数	70ヶ統以内	4ヶ統以内	8ヶ統以内
7 採捕の数量	ワカサギ及びその他の魚類 合計 5,000kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類 合計 250kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類 合計 400kg 以内
8 採卵目標数量	3億3,100万粒	4,950万粒	8,000万粒
9 採捕期間	令和3年1月21日 から 令和3年2月28日まで		
10 採捕魚の取扱い	<p>採捕したワカサギは採卵に供するものとし、廃魚*は廃棄処分ならびに試験研究及び教育実習に無償提供する場合を除き、漁業協同組合の責任において冷蔵庫に保管するなど許可期間中はこれを販売しない。</p> <p>ただし、一部の廃魚については、漁業協同組合管理のもと、漁協作成の証票を貼付するなどの取組を条件として、共同出荷・販売等を行うことができることとする。</p> <p>※ (1) 採卵、採精後のもの (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの</p>		
11 備 考	・採卵及びふ化放流は許可対象者が行い、必要に応じて水産試験場内水面支場が技術指導を行う。		

令和2年度ワカサギ人工ふ化放流事業実施に伴う特別採捕許可について

第1 趣旨

ワカサギの増殖を図ることを目的とした、「人工ふ化放流事業」の実施に係る特別採捕許可。

第2 許可対象

霞ヶ浦北浦海区において第2種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合

第3 適用を除外する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 第33条(採捕禁止期間)、第38条(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第4 採捕する水産動植物の種類及び数量

ワカサギ、その他の魚類 (数量は各漁業協同組合の申請数量以内)

第5 採捕の期間

令和3年1月21日から同年2月28日まで

第6 採捕の区域

申請漁業協同組合に帰属する第2種共同漁業権漁場内

第7 使用する漁具及び漁法

張網 (漁具数は各漁業協同組合の申請数量)

第8 採捕に従事する者の氏名及び住所

各漁業協同組合から事業参加者として申請のあった者

第9 使用する船舶

各漁業協同組合から申請のあった船舶

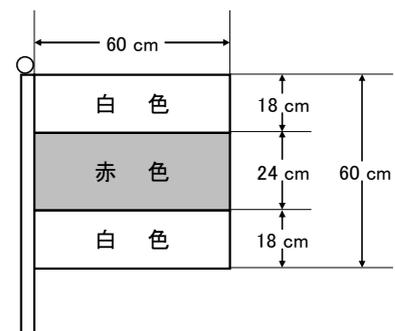
第10 許可の有効期間

許可の日から令和3年2月28日まで

第11 許可の条件

- (1) 採捕を行うときは、別記様式の「特採標識(標旗)」を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証に記載された採捕に従事する者が記載された船舶に乗船し、採捕しなければならない。
- (3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。
- (4) 採捕した水産動植物は、販売してはならない。ただし、採捕したワカサギのうち、漁業協同組合が実施する種卵及び廃魚の販売を除く。
- (5) 採捕及び採捕した漁獲物の処理(保管を含む)については、知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。
- (6) 特別採捕許可に関して違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を制限し、又は取り消すことがある。

【別記様式】
(特採標旗)



【参考 1】

ワカサギ廃魚の取扱要領

平成 29 年 1 月 20 日
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

特別採捕許可に基づくワカサギ人工ふ化事業における廃魚の取り扱いについて、本要領のとおり定める。

1. 廃魚の認定基準

- (1) 採卵，採精後のもの。
- (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ，人工ふ化事業に供することができないもの。
- (3) 雌雄の採捕比率が偏重し，人工ふ化事業に供する必要がないもの。

2. 取扱責任者の設置等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚を販売しようとする場合には，取扱責任者を設置しなければならない。
- (2) (1) を設置した場合は，茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長あて報告しなければならない。
- (3) 取扱責任者は，本要領に基づき廃魚の認定を行う。

3. 廃魚の販売等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚の販売を行おうとする場合には，団体名称及び特別採捕許可で採捕されたワカサギであることを内容とする証票を作成し，これを付すること。
- (2) (1) の証票は，第三者に譲渡してはならない。
- (3) 廃魚の認定が無いワカサギを販売してはならない。



ワカサギ人工ふ化放流事業に係る採捕数量及び採卵数量実績

単位：kg（採捕数量），万粒（採卵数量）

組合名(支部名)	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	採捕 数 量	採卵 数 量	採捕 数 量	採卵 数 量	採捕 数 量	採卵 数 量
霞ヶ浦	339.3	18,806	734.9	25,995	744.6	34,645
土浦	自然採卵施設で実施		21.3	400	36.8	3,263
かすみがうら市	自然採卵施設で実施		50.3	4,687	177.1	9,543
小美玉	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		20.1	1,853
玉造	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		169.9	4,943
稲敷	31.4	2,867	43.4	3,233	60.0	3,000
共同 美浦村・古渡	40.2	6,233	105.8	6,197	207.2	8,416
阿見町	60.5	1,273	136.0	2,267	73.5	3,627
自然採卵施設	207.2	8,433	378.1	9,211	—	—
麻生	11.5	2,667	23.5	3,563	43.0	4,795
霞ヶ浦 計	350.8	21,473	758.4	29,558	787.6	39,440
きたうら広域	13.1	3,697	92.8	9,627.0	77.3	13,124.0
大和	7.0	1,450	48.8	4,898	23.8	4,216
北浦	6.1	2,247	44.0	4,729	42.8	5,478
大洋	—	—	—	—	10.7	3,430
霞ヶ浦漁協より提供	—	(2,107)	—	—	—	—
潮来	—	—	—	—	—	—
北浦 計	13.1	3,697	92.8	9,627	77.3	13,124
合 計	363.9	25,170	851.2	39,185	864.9	52,564

漁業生産力の発展に関する計画について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 漁業生産力の発展に関する計画について

霞ヶ浦北浦海区においては、第2種共同漁業権及び第1種区画漁業権（小割式養殖業）が関係漁業協同組合へ免許されているが（団体漁業権）、改正後の漁業法では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有することとされ、さらに団体漁業権を有する漁業権者はその漁場における漁業生産力を発展させるため、経営の高度化の促進に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、知事へ提出するものとされている（漁業法第74条、漁業法施行規則第26条）。

2. 計画の内容

計画には以下の事項を定める（漁業法施行規則第26条）。

- (1) 計画の名称
- (2) 計画の目標
- (3) 漁業生産力を発展させるための方法
- (4) 計画の実施予定期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、漁業生産力を発展させるために必要な事項

3. 計画作成にあたっての国からの技術的助言（海面利用制度等に関するガイドライン）

【計画の内容について】

- ・ 組合員行使権者が計画的に漁場を利用し、団体漁業権の適切な管理を通じて地域における漁業生産が持続的に行われるよう、計画の取組内容が創意工夫あるものとするのが適当である。
- ・ 地域の実情に即しつつ、組合員の漁業所得の向上、若い組合員の参画、技術や経験の伝承、資源管理の推進等に資する方法を計画の内容とするのが適当である。
- ・ 計画の実施期間については、計画の実施状況が効果的に点検できるよう、免許期間に合わせるのが適当である。

【計画の作成方法について】

- ・ 対象となる魚種、漁業の種類、漁場の活用状況等を勘案し、複数の団体漁業権を有する漁業協同組合等が複数の漁業権をまとめた形式で作成することも可能とする。
- ・ 計画については、総会、総代会又は総会の部会の決議を経ることが適当である。

【情報発信について】

- ・ 計画を作成した場合には、団体漁業権を管理する者として、例えば、ホームページに作成した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めるのが適切である。

4. 計画作成後の運用（点検）

計画作成後は1年に1回以上、計画に記載された事項について総会又は理事会にて点検を行い、その結果を記載した報告書を知事に提出する（漁業法施行規則第26条）。

【今後のスケジュール】

令和3年1月 国と全漁連が示した例（別紙参照）を参考に水産事務所で霞ヶ浦北浦海区版のひな型を作成し、各漁協に提示

2～3月 各漁協が水産事務所と相談しながらそれぞれ計画案を作成

4～6月 計画案を各漁協の総会で議決後、県へ提出

J F 全漁連漁発第 173 号
2020年11月27日

各 漁業協同組合連合会 御中
関係 漁業協同組合 御中

全国漁業協同組合連合会
漁 政 部
(公 印 省 略)

改正漁業法による「資源管理の状況等の報告」ならびに
「漁業生産力の発展に関する計画」への対応(例)について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より本会事業の推進にあたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年12月1日に改正漁業法が施行されますが、法第90条により、漁業権者は自らの有する漁業権について、資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の事項について都道府県知事に報告することが定められています。また、法第74条により、団体漁業権を有する漁協・漁連(漁協等)は、漁場における漁業生産力を発展させるため経営の高度化の促進に関する計画(「漁業生産力の発展に関する計画」)の作成と定期的な点検を行うことが定められています。

こうした中、各県域におかれましては、都道府県庁や会員JFとの調整を進めておられることと存じますが、本会ではその参考として、今般、下記のとおり提出方法等の例を作成いたしましたので、一例として送付申し上げます。

なお、この例はあくまでも改正法や水産庁「海面利用制度等に関するガイドライン」等に基づき、法令義務を満たすために作成した本会としての一例示です。
本件対応への準備が既に行われているなど、地元県庁等との整理が行われている場合等には、この例による必要はありませんので、ご参考としてお取扱い下さい。

記

<送付資料>

1. 資源管理の状況等の報告について

- 資料① 改正漁業法第90条第1項「資源管理の状況等の報告」にかかる業務報告書への記載例、知事あて提出書類かがみ文(作成例)(各JF⇒知事)
※ 既存の業務報告書を活用した提出方法の例となっております。なお、本内容は『業務報告書作成の手引き』(本会信用・組織指導部所管)にも次回改定時に記載例として収録予定です。
- 参考資料1 「資源管理の状況等の報告」にかかる参考法令等

2. 漁業生産力の発展計画について

- 資料② 漁業生産力の発展に関する計画(共同漁業権・区画漁業権)《例1～例3》
※ 例1、例2は地元行政との調整を済ませた県域での事例をベースとした例、例3は水産庁「海面利用に関するガイドライン」を基礎とした例となっております。
- 参考資料2 「漁業生産力の発展に関する計画」にかかる参考法令等

<本件に関するお問い合わせ先>
JF 全漁連漁政部 田中・深瀬
電話03(3294)9614
FAX03(3294)9658

第1 事業報告(事業概況書)

I 組合の事業活動の概況に関する事項

1 一般的概況

当事業年度は、……

この結果、収支面では事業利益が前年度対比△△億円、△. △%増と2年連続の増益となったほか、経常利益は前年度対比△△億円(△. △増)となり、当期剰余金は△億円△百万円となりました。主な事業活動と成果については下記のとおりです。

(1) 信用事業～(8)利用事業 略

(9) 指導事業

【資源管理の状況等】(漁業法第90条及び漁業法施行規則第28条)

附表2に記載の通り取り組みました。

【遭難救助】 略

【生活改善】 略

【共済保険】 略

・資源管理の状況等について、附表2で一括記載する例示です。

附表2 地区内の漁業の概況

(1)漁業権にかかる資源管理の状況等(漁業法第90条及び漁業法施行規則第28条)

令和〇年度(令和〇年〇月から〇年〇月まで)において、漁業権行使規則に定める操業期間(禁漁期)や操業時間を徹底して遵守するなど、行使規則に基づいた操業に取り組みました。取組状況等は以下の通りです。

漁業権名称 (免許番号)	漁業権の種類	対象漁業種類	操業期間 (又は延べ日数)	漁獲量	組合員 行使権者数	資源管理の取組等	備考
〇共第〇号	第1種共同 (注1) (注2)	さざえ、うに、なまこ漁業	5/15～9/1	〇〇〇	76人	・〇〇の種苗放流(〇cmサイズ、〇〇千尾、〇月〇千尾、〇月〇千尾) ・藻場造成(〇〇を〇月に10基設置) ・干潟の整備(耕耘を毎月〇回実施)	
〇共第〇号	第1種共同	さざえ漁業	5/15～9/1	〇〇〇	44人	・〇〇部会合意に基づく休漁(〇/〇～〇/〇)を実施 ・有害生物の駆除(〇月に〇〇を〇千個駆除) ・海上における密漁監視(〇回)	
		うに漁業	5/15～9/1	〇〇〇	35人		
		なまこ漁業	5/15～9/1	〇〇〇	76人		
〇共第〇号	第2種共同	かれい刺網	1/1～12/31	〇〇〇	44人	〇〇部会合意に基づく休漁(〇/〇～〇/〇)を実施	
〇共第〇号	第2種共同	ぶり小型定置網	1/1～12/31	〇〇〇	14人	〇〇部会合意に基づく休漁(〇/〇～〇/〇)を実施	
〇共第〇号	第3種共同	地曳網漁業	1/1～12/31	〇〇〇	76人	〇〇部会合意に基づく休漁(〇/〇～〇/〇)を実施	
〇共第〇号	第4種共同	鳥付こぎ釣漁業	1/1～12/31	〇〇〇	35人	〇〇部会合意に基づく休漁(〇/〇～〇/〇)を実施	

漁業権名称 (免許番号)	漁業権の種類	対象漁業種類	操業期間 (又は延べ日数)	生産量	組合員 行使権者数	行使 状況	資源管理の取組等	備考(区画の使用状況、行使料等)
〇区第〇号	第1種区画	魚類小割式養殖業	1/1～12/31	ぶり〇〇〇 まだい〇〇	8人	ぶり4台 まだい4台	・漁村文化の継承に関する体験学習・出前授業(〇回延べ〇〇人対象)	・漁場改善計画に基づいた密度で養殖を行うことで、潮通しを向上させている。 ・行使料:(単位当たりの額で記載。例:〇〇円/m ² 、〇〇円/台、〇〇円/本など。以下同じ)
〇区第〇号	第1種区画	のり養殖業	9/1～5/31	〇〇〇	25人	50台	・新規就業者向け研修会開催(〇回)	・漁場改善計画に基づいた密度で養殖を行うことで、潮通しを向上させている。
〇区第〇号	第1種区画	わかめ養殖業	11/1～4/30	〇〇〇	15人	15台		・従来施設サイズ換算で30台分相当設置可能であるが、漁場改善計画に基づき、潮通し向上のため枠を空けて区画を使用している。
〇区第〇号	第1種区画	わかめ養殖業 のり養殖業 かき養殖業	1/1～12/31	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	20人	3台 2台 8台	・漁場改善計画に関する勉強会を実施(〇月)。	・漁場改善計画に基づき、かきの筏を10台→8台として潮通しを向上させている。

注1: 名称の異なる漁業毎に区別して行使権者数、延べ日数等を記載することが困難な場合には、複数の漁業についてまとめて記載しても可。(例:「さざえ、うに、なまこ漁業」の区分で記載)。

注2: 漁場の活用状況について、対象種も可能な範囲で区分して記載。

※ 上記のほか、水産庁「海面利用制度等に関するガイドライン」で例示されている項目(「参考資料」参照)についても、可能な限り記載。

(案)

令和〇年〇月〇日

〇〇県(都道府)知事 〇〇 〇〇 殿

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇

令和〇年度資源管理の状況等について

標記について、漁業法第90条第1項に基づき、別添業務報告書記載の通り報告します。

なお、この報告の内容については、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、都道府県等の関係機関へ提供することに同意します。

以上

参考資料 1

「資源管理の状況等の報告」にかかる参考法令等

○漁業法第90条1項：資源管理の状況等の報告

漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

(注：法26条はIQ設定者の漁獲量等の報告、法30条はIQ設定以外のTAC魚種の漁獲量等の報告)

○施行規則第28条：資源管理の状況等の報告

第28条 法第90条第1項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1年に1回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第90条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

○海面利用制度等に関するガイドラインより抜粋

・第4 漁業権 「2 資源管理の状況等の報告」

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認められて免許されるものであり、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、年に1回以上、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない（法第90条第1項及び施行規則第28条）。

< 中 略 >

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

なお、都道府県は、漁業権者に対し、報告の根拠となる、水産物の漁獲・販売に関する記録の作成と保存を求めることが適当である。例えば、漁獲・販売内容が分かる伝票又は出荷データの記録の保存を求めることが想定され、適切なデータ集計に資するため、組合員行使権者においても、行使状況の基となる各自のデータの記録を残すよう努めるものとする。

また、資源評価や資源管理の充実を図る上で正確な「資源管理の状況等の報告」が適

切なタイミングで行われることが重要であることを踏まえ、都道府県は、報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(1)資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2)漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあつては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3)その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

以上

漁業生産力の発展に関する計画(共同漁業権・区画漁業権)《例1》

例1は、業務報告書・事業計画書における指導事業の記載内容を活用した例で、実際にあるA領域で作成されたものをベースとしております。

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

(1) 名称 ○○漁業協同組合共同漁業権・区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

(2) 対象となる漁業権

例1～例3はいずれも共同漁業権についての計画と区画漁業権についての計画を一つにまとめて作成する例としております。

第○号第一種共同漁業権、……、第○号第二種共同漁業権、……第○号第三種共同漁業権等、第○号第一種区画漁業権、第○号第二種区画漁業権及び第○号第三種区画漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

第1の(2)に係る漁業権漁業の漁業生産力の維持、発展を図るため、次の項目を実施する。

1. 指導関係

(1) 教育指導等

①青年部、女性部、漁業後継者の育成強化

組織活動の充実を図るため、各種研修会や地域イベント等への参加を促進し、地域産業の活性化のための貢献活動を指導する。

○○県漁業研修所の活用や漁業に必要な資格取得のための情報提供を行い、後継者の育成に努める。

②広報活動

水産諸情勢や組合の事業活動等の情報を組合報等で組合員に提供するとともに、組合HPにも掲載し広く一般にも活動をPRする。

③その他

組合員等の健康診断の受診を指導し、健康管理の促進を図る。

「ワンデーセミナー」を部会単位で開催し、協同して生産に取り組むことの意義をより深く理解するとともに、協同組合運動の意識高揚を通じて、漁業生産力の発展を図る。

(2) 営漁指導等

①共同購入の推進

燃油や資材等の購入費用を抑えるため、共同購入を推進する。

②漁家経営の強化

青色申告会を通じた税務指導を行うことにより、漁業経営の向上に努める。

(3) 遭難救助

〇〇県水難防止協会と合同で浜回りを実施し、事故の未然防止とライフジャケット着用のPRを引き続き行う。

(4) 共済保険

①漁業共済、漁船保険

漁獲共済、施設共済等の各種共済制度の周知加入促進に努めるとともに、漁船保険について未加入船の加入促進と速やかな事故報告及び給付事務に努める。

②JF共済

組合員の暮らしの保障に万全を期すため、チョコーや漁業者ねんきん等の加入を推進する。

2. 資源管理

(1) 資源管理協定等

「〇〇〇〇資源管理協定」に基づき、〇〇〇漁業において……（例：漁獲にかかる体長制限等、内容を記載）を実施する。

(2) 資源管理措置

〇〇漁業において、休漁期間を設定するとともに、漁場の輪番制や種苗放流を実施し漁獲の安定と資源の維持に努める。

(3) 各種調査事業

水産資源の持続的・効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に組合員行使権者とともに協力し、科学的根拠に基づく資源管理への取組を行っていく。

3. 漁場管理

(1) 共同漁業権・区画漁業権の適正行使

組合員及び漁業権行使者に対して、漁業権行使規則に基づいた操業を行うよう勉強会を開催するとともに、漁場監視レーダーや指導船を活用した適切な操業指導を行うなど、適切な漁業権行使に努める。また、その他の漁業法令や資源管理に関する協定、漁場改善計画の内容に関する規制等を遵守する。

(2) 養殖漁場の持続的利用

養殖施設への収容尾数や1いけす当たりの収容密度などを行使規則の規定以下として、健康な養殖魚の生産に努める。また、複数地域からの稚魚購入等、稚魚の安定確

保に努める。

(3) 漁場環境保全

栄養塩の供給を促すため、当組合の漁場に流れ込む河川上流において豊かな森づくりのための植林活動に取り組む。

(4) 資源対策

〇〇、〇〇などの採貝藻漁業が対象とする磯根資源の増大のため、漁場造成計画により当年度放流区域に、種苗放流を行う。

また、〇〇、〇〇などの刺網漁業が対象とする魚類資源の増大のため、〇〇〇の指導を得て人工種苗の放流を行い、資源の維持増大を図る。人工種苗については追跡調査も行い、放流効果の検証を行うことでより効果的な取組みにつなげていく。

(5) 指導船の運用

指導船を活用し、安全操業指導、漁場管理、資源管理及び密漁監視業務に努める。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和2年(2020年)12月1日～令和5年(2023年)8月31日(免許期間)

※ 次期以降は5年ごとに作成。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">直近の総会等において、改正法施行日である令和2年12月1日に遡って議決し、開始日の記載は「令和2年12月1日～……」とすることとなります。 |
|---|

第4 その他

(1) 計画の点検

理事会において、年1回以上当該計画の履行状況等の確認や妥当性の評価を行い、必要に応じて見直しを行う。 ※ 点検時期は県と相談

(2) 〇〇県との連携

上記(1)の点検結果について、〇〇県知事に報告する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、〇〇県、〇〇市、漁業系統団体等に助言等を求めることができる。

以上

漁業生産力の発展に関する計画(共同漁業権・区画漁業権)《例2》

例2は、実際にあるB県域で作成されたものをベースとしております。

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

(1) 名称 ○○漁業協同組合(□□支所)が有する共同漁業権・区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

例1～例3はいずれも共同漁業権についての計画と区画漁業権についての計画を一つにまとめて作成する例としております。

(2) 対象となる漁業権

第○号第一種共同漁業権、・・・・、第○号第二種共同漁業権、・・・・第○号第三種共同漁業権等、第○号第一種区画漁業権、第○号第二種区画漁業権及び第○号第三種区画漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

(1) 生産の合理化

○ 収益性の向上に係る生産の合理化

- ・船底・プロペラの清掃や減速航行による燃油使用量の削減を推進する。
- ・購入費用を抑えるため、燃油や資材等の共同購入を推進する。

(2) その他

- ・漁家経営の安定と暮らしの保障に万全を期すため、漁業共済や漁船保険、チョコーや漁業者ねんきん等のJF共済への加入を促す。
- ・組合員・行使者の所得増加を図るため、地元商工会議所等と協力し、新たな販路の開拓を進める。
- ・新規就業者確保のため、技術や経験の「見える化」に関する取組や漁業研修を実施するとともに、○○県が行う漁業就業研修への参加を促す。
- ・組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。
- ・漁業関係法令や漁業権行使規則、漁場改善計画の内容に関する規制を遵守する。
- ・漁場環境の観測を行う(赤潮のモニタリング等)。
- ・水産資源の持続的・効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に組合員行使権者とともに協力し、科学的根拠に基づく資源管理への取組を行っていく。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和2年(2020年)12月1日～令和5年(2023年)8月31日(免許期間)

※ 次期以降は5年ごとに作成。

第4 その他

(1) 計画の点検

理事会において、年1回以上当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。 ※ 点検時期は県と相談

(2) ○○県との連携

上記(1)の点検結果について、○○県知事に提出する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、○○県、○○市、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

・直近の総会等において、改正法施行日である令和2年12月1日に遡って議決し、開始日の記載は「令和2年12月1日～……」とすることとなります。

以上

漁業生産力の発展に関する計画(共同漁業権・区画漁業権)《例3》

例3は、水産庁「海面利用等に関するガイドライン」の記載等を参考に、本会として想定される記載を作成した一般的な例です。

この例示の中から必要に応じて、地域の实情に即した内容となるよう取捨選択のうえ、ご活用いただける部分について使用して頂くようお願いします。

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

(1) 名称

〇〇漁業協同組合共同漁業権・区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

(2) 対象となる漁業権

第〇号第一種共同漁業権、・・・・、第〇号第二種共同漁業権、・・・・第〇号第三種共同漁業権等、第〇号第一種区画漁業権、第〇号第二種区画漁業権及び第〇号第三種区画漁業権

例1～例3はいずれも共同漁業権についての計画と区画漁業権についての計画を一つにまとめて作成する例としております。

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

(1) 計画の目標

この計画は、対象となる共同漁業権・区画漁業権の団体漁業権者である〇〇漁業協同組合が、当該団体漁業権の適切な管理を通じて地域における漁業生産を持続的に行い、組合員行使権者が計画的に漁場を利用していくことで、水面の総合的な利用を図り、漁業生産力を発展させることを目標とする。

(2) 計画実施の方法

①漁業者自らの課題として新たな資源管理に積極的に取り組む。そのため、水産資源の持続的及び効果的な利用に資するため、試験研究機関が実施する資源調査に協力し、漁獲情報や資源管理の状況を積極的に提供するとともに、国・都道府県が資源評価や管理の効果・成果を漁業者に示し、漁業者が十分理解して実践できる信頼関係が構築できるよう行政との協力体制を構築していく。

②組合員の所得向上に向け、JFグループが進める新運動方針のアクションプランの実践を通じて、浜プランの取組の推進や異業種連携などの一体的な取組による新たな事業展開、漁協合併や市場統合、自己買参権の取得などによる販売力強化、消費者ニーズを捉えた加工施設を含めた効率的な流通網の整備、地元水産物の直売所の設置・運営等による新たな販路拡大等に取り組む。

②のとくに波線部は、アクションプランの取組内容の実態に応じて適宜、加筆や修正、選択のうえご使用ください。

③すべての世代が活躍できる循環型の生産構造を実現していくため、生産の主力となる中核的漁業者等に対しては、設備投資・漁業経営安定対策等の各種制度の活用や青色申告の推進などを集中的に支援して安定的な生産体制を効率的に構築していくとともに、浜の人材育成・担い手確保対策や消費拡大対策、漁村の機能維持・発揮のための高齢者の活用等による全世代型の地域政策を地方行政と連携して推進していく。併せて、漁業共済や漁船保険、チョコーや漁業者ねんきん等のJF共済への加入促進により、全世代の生産と生活の安定を推進する。

④以降の部分は水産庁のガイドラインの記載例等も参考にしながら、地域の実情に合わせて設定してください。

④海洋環境変化等へ効果的に対応するため、効率漁法への転換や新たな視点による養殖業の導入等を検討する。

⑤生産コスト削減のため、燃油、資材の共同購入や組合員の養殖水産物の品質均一化等を目指した養殖餌料等の共同購入の更なる推進を図る。また、操業コスト削減のため、養殖筏・生簀等の漁具や船舶等の共同利用、減速航行の励行等による燃油使用量の削減指導を徹底する。

⑥雇用労賃を削減するため、人手の必要な加工作業、出荷作業等の生産活動について、協業化や自動化を推進する。

⑦増殖に関する種苗生産、放流等について、〇〇を行うなど、取組を強化する。

⑧藻場干潟保全（〇〇等）や漁場環境の観測（赤潮モニタリング等）といった環境生態系保全にかかる取組を継続して実施する。

⑨漁場環境の保全のため、積極的にプラスチックごみの回収活動を実施する。

⑩〇〇を行い、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制順守を励行する。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（免許期間）

※ 次期以降は5年ごとに作成。

- 直近の総会等において、改正法施行日である令和2年12月1日に遡って議決し、開始日の記載は「令和2年12月1日～……」とすることとなります。

第4 その他

・総会に限定されておらず、総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可とされております。

(1) 当該計画の決定

当該計画は、総会で決定し、ホームページに掲載するなど対外的な情報発信を行う。

・漁業権を漁協が管理する意義等について対外的にPRする良い機会であり、HP掲載に限らず、広くご検討下さい。
例：漁協本所受付での縦覧・掲示、(信用事業実施 JF の場合における)ディスクロージャー冊子への掲載等

(2) 点検方法

理事会において、年1回、当該計画の履行状況等の確認や妥当性の評価を行い、漁協等の事業報告とともに総会において報告を行う。(※ 点検時期は県と相談)

点検の結果、計画の変更を要する場合は、計画策定の手順に順じ、必要に応じ見直しを行う。ただし、軽微な計画の変更は理事会で決定する。

(3) 〇〇県との連携

(2) の点検結果については、〇〇県知事に年1回提出する。

(4) 関係機関等との連携

当該計画については、〇〇県、〇〇市(町村)、漁業関係団体等に助言を求めることができる。

以上

「漁業生産力の発展に関する計画」にかかる参考法令等

平成28年12月の漁業法改正の成立により、同法74条にもとづき団体漁業権を有する漁協等に対し、当該漁場の漁業生産力を発展させるため経営の高度化の促進に関する計画（以下「計画」という。）の作成と定期的な点検の実施等が義務付けられた。

水産庁は、6月30日、本計画の策定を含めた改正漁業法に基づく都道府県指導事務にかかる「海面利用制度等に関するガイドライン」（以下ガイドラインという。）を制定した。

また、関係政省令が7月8日に公布されるとともに、同日公布の施行期日を定める政令により、改正法の施行日が2020年（令和2年）12月1日と定められた。

以下に参考条文等を掲げるので、執務の参考にされたい。

参考条文等（抜粋）

1. 漁業法上の位置づけ

（1）漁業法第74条第2項：漁業権者の責務

団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権にかかる漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

（2）施行規則第26条

第26条 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（第三項において「漁業協同組合等」という。）は、法第七十四条第二項の計画（以下単に「計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 漁業生産力を発展させるための方法
- 四 計画の実施予定期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、漁業生産力を発展させるために必要な事項

3 漁業協同組合等は、一年に一回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとする。

2. 漁業生産力の発展に関する計画のガイドライン案における記述（概要）

（1）計画の作成

漁協等が計画を作成するに当たっては、組合員行使権者が計画的に漁場を利用し、団体漁業権の適切な管理を通じて地域における漁業生産が持続的に行われるよう、計画の取組内容が創意工夫あるものとするのが適当である。

- ①対象とするすべての漁業権を明らかにするが、対象となる魚種、漁業の種類、漁場の活用状況等を勘案し、複数の団体漁業権をまとめて作成することも可能。
- ②計画は総会、総代会、総会の部会の決議を経るが、その際、計画単独で決議するのではなく、事業計画の決議に併せて行うこと（＝手続の簡略化）は可能。
- ③ホームページ掲載等により対外的な情報発信に努めることが適切。

（2）計画の内容及び期間

- ①地域の実情に合わせ、「将来あるべき姿」、「取り組むべき課題」等について
- ②組合員の所得向上、若い組合員の参画、技術や経験の伝承、資源管理の推進等
- ③（第5種共同漁業権の場合）増殖に関する種苗生産、放流等の実施方法等
- ④計画期間は免許期間に合わせる

（3）計画の点検

- ①年に1回以上行い、結果の報告書を知事に提出
- ②点検は総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関のいずれかで履行状況や妥当性を評価し、総会等に報告
- ③点検の結果、計画変更する場合は、軽微な場合[※]は理事会等で決定するとともに、策定時と同様に対外的な情報発信に努める

※ 軽微でない場合は、（1）計画の策定の②と同様の手続きを行う。

（4）作成例1：漁業生産力の発展に関する計画（区画漁業権）例

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

- 〇〇漁業協同組合区画漁業権漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

第〇号第一種区画漁業権、第〇号第二種区画漁業権及び第〇号第三種区画漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法(生産の合理化、法人の設立等)

以下の項目を実施する。

※ 項目例（以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。以下同

じ。)

- ・ 組合員の生産する養殖水産物の品質を均一化し、飼料コストを削減するために、共同購入した飼料による飼育を推進する。
- ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
- ・ 養殖コストを削減するため、組合員間での船、筏、生簀等の共同利用を推進する。
- ・ 雇用労賃を削減するため、人手の必要な加工作業、出荷作業等の生産活動のグループ化（協業化）を推進する。
- ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
- ・ 組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産物の付加価値向上を図るため、組合員が共同で利用する加工施設を整備する。
- ・ 組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
- ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令、漁業権行使規則、漁場改善計画の内容に関する規制を遵守させる。
- ・ 漁場環境の観測を行う（赤潮のモニタリング等）。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

○年○月○日～○年○月○日（免許期間）

第4 その他

（1）計画の点検

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回/年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（2）都道府県との連携

(1) の点検結果については、1回/年以上都道府県知事に提出する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

注：団体漁業権たる共同漁業権又は区画漁業権を複数取得している場合には、複数の漁業権をまとめて作成することができる。

(5) 記載例2：漁業生産力の発展に関する計画(第1種から第4種共同漁業権)例

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

(1) 名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

(2) 対象となる漁業権

第〇号第一種共同漁業権、第〇号第二種共同漁業権及び第〇号第三種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法(生産の合理化、法人の設立等)

以下の項目を実施する。

※項目例

- ・操業コストを削減するため、組合員又は組合員行使権者間での漁具、船舶等の共同利用を推進する。船底・プロペラの清掃、減速航行による燃油使用量の削減を徹底するよう指導する。
- ・購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
- ・市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
- ・組合員での所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
- ・生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。
- ・新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
- ・組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。
- ・組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
- ・組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。

- ・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

○年○月○日～○年○月○日（免許期間）

第4 その他

（1）計画の点検

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（2）都道府県との連携

（1）の点検結果については、1回／年以上都道府県知事に提出する。

（3）関係機関等との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

以上



茨城県報

号外第 86 号

令和 2 年 (2020 年) 12 月 18 日

金 曜 日

目 次

条 例	ページ
●茨城県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例 (財政課)	1
●茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (財政課)	3
●茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例 (税務課)	3
●茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例 (税務課)	3
● <u>茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例 (総務事務センター) ..</u>	<u>4</u>
●茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)	5
●茨城県河川流水占有料等徴収条例の一部を改正する条例 (河川課)	7
●茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例 (議会事務局)	7

条 例

茨城県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 12 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 52 号

茨城県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(茨城県税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正)

第 1 条 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例 (昭和 39 年茨城県条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「特例基準割合 (当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第 2 条 茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例 (昭和 37 年茨城県条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「特例基準割合 (当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

第 3 条 茨城県理学療法士等修学資金貸与条例 (昭和 43 年茨城県条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

3 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「、復興県税条例」を削り、同条第1項中「、茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（平成24年茨城県条例第31号。以下「復興県税条例」という。）第3条第1項」を削り、同条第2項中「、復興県税条例第3条第2項」を削り、同条第3項中「、復興県税条例第3条第2項の規定の適用を受けることができる家屋の敷地である土地を含む復興県税条例第2条第1項に規定する復興特区法対象事業の用に供する一団の土地」を削り、「、復興県税条例第3条第2項又は」を「又は」に改める。

（茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に旧条例第2条第1項に規定する復興産業集積区域の区域内において同項に規定する施設又は設備を新設し、又は増設した同項に規定する者については、前項の規定による改正前の茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

（茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

5 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「及び復興県税条例」を削り、同条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（平成24年茨城県条例第31号。以下この条において「復興県税条例」という。）第2条第1項に規定する復興産業集積区域」及び「又は区域」を削り、「、過疎県税条例又は復興県税条例」を「又は過疎県税条例」に改める。

（茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する地方活力向上地域又は県内の同項に規定する地方活力向上地域以外の地域と旧条例第2条第1項に規定する復興産業集積区域とが重複する場合において、施行日前に茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する法対象特別償却設備若しくは同条例第5条第1項に規定する条例対象特別償却設備又は旧条例第2条第1項に規定する施設若しくは設備を新設し、又は増設した者（当該者が、茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する者である場合には同項に規定する法対象特別償却設備設置者に、同条例第5条第1項に規定する者である場合には同項に規定する条例対象特別償却設備設置者に、旧条例第2条第1項に規定する者である場合には同項に規定する指定事業者等に限る。）については、前項の規定による改正前の茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第7条の規定は、なおその効力を有する。

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月18日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県条例第56号

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同条第3号中「収用委員会の委員」の次に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の行為に基づく海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責については、なお従前の例による。

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 12 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 57 号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年茨城県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 3 の 4 の項第 6 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、同表 5 の項第 27 号中「第 40 条」を「第 40 条第 1 項」に改め、同項第 88 号中「87」を「89」に改め、同号を同項第 90 号とし、同項中第 30 号から第 87 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 29 号を第 30 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(31) 条例第 44 条第 2 項の規定による改善命令等

第 2 条の表 5 の項中第 28 号を第 29 号とし、第 27 号の次に次の 1 号を加える。

(28) 条例第 40 条第 2 項の規定による計画変更命令等

第 2 条の表 5 の項市町村の欄中「37 まで、40 から 50 まで、86 及び 87」を「27 まで、29、30、32 から 39 まで、42 から 52 まで、88 及び 89」に、「30 まで、36 及び 37 の事務（）」を「27 まで、29、30、32、38 及び 39 の事務（排水基準又は霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準が適用されない）」に、「古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市を」を「土浦市、古河市、石岡市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、筑西市、かすみがうら市、行方市、小美玉市、美浦村及び阿見町を」に、「38、39、53 から 66 まで、75 から 85 まで及び 88」を「28 及び 31 の事務については笠間市、つくば市及び筑西市、40、41、55 から 68 まで、77 から 87 まで及び 90」に、「51 及び 52」を「53 及び 54」に、「67 から 74」を「69 から 76」に改め、同表 5 の 2 の項第 37 号中「第 18 条の 15 第 1 項」を「第 18 条の 17 第 1 項」に改め、同項第 38 号中「第 18 条の 15 第 2 項」を「第 18 条の 17 第 2 項」に改め、同項中第 55 号を第 56 号とし、第 50 号から第 54 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 49 号中「第 18 条の 31 第 2 項」を「第 18 条の 36 第 2 項」に改め、同号を同項第 50 号とし、同項第 48 号中「第 18 条の 31 第 2 項」を「第 18 条の 36 第 2 項」に改め、同号を同項第 49 号とし、同項第 47 号中「第 18 条の 31 第 1 項」を「第 18 条の 36 第 1 項」に改め、同号を同項第 48 号とし、同項第 46 号中「第 18 条の 29 第 2 項」を「第 18 条の 34 第 2 項」に改め、同号を同項第 47 号とし、同項第 45 号中「第 18 条の 29 第 1 項」を「第 18 条の 34 第 1 項」に改め、同号を同項第 46 号とし、同項第 44 号中「第 18 条の 26」を「第 18 条の 31」に改め、同号を同項第 45 号とし、同項第 43 号中「第 18 条の 25 第 1 項」を「第 18 条の 30 第 1 項」に改め、同号を同項第 44 号とし、同項第 42 号中「第 18 条の 24 第 1 項」を「第 18 条の 29 第 1 項」に改め、同号を同項第 43 号とし、同項第 41 号中「第 18 条の 23 第 1 項」を「第 18 条の 28 第 1 項」に改め、同号を同項第 42 号とし、同項第 40 号中「第 18 条の 19」を「第 18 条の 21」に改め、同号を同項第 41 号とし、同項第 39 号中「第 18 条の 16」を「第 18 条の 18 第 2 項」に改め、同号を同項第 40 号とし、同項第 38 号の次に次の 1 号を加える。

(39) 法第 18 条の 18 第 1 項の規定による措置命令

第 2 条の表 5 の 9 の項第 2 号及び第 3 号中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、同項第 21 号中「20」を「21」に改め、同号を同項第 22 号とし、同項中第 14 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 条例第 21 条の 3 第 4 項の規定による措置命令等

第 2 条の表 11 の 14 の項第 2 号中「21」を「20」に改め、同表 14 の 5 の 2 の項を次のように改める。

14 の 5 の 2 削除	
---------------	--

第 2 条の表 14 の 5 の 2 の項の次に次のように加える。